

定住促進空き家活用住宅 募集要項

町では、定住を希望される方の住まい確保のため、空き家を改修し「定住促進空き家活用住宅」を整備しました。入居を希望される方は必要書類をご用意の上、企画財政課へお申込みください。

◇募集期間◇

随時受付

＜窓口受付時間＞午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

◇応募資格◇

自ら居住するための住居を必要とし、地域活動等へ参加する意思のある方で、次の要件を全て満たす方。

- (1) 次に掲げる条件のうちいずれかに該当すること。
 - 町外に住所を有し、同居予定者も含めいずれも45歳未満である方
 - 同居予定者に高校生以下の子がいる方
 - 新婚世帯（次の①～③に当てはまるもの）に属する方
 - ①婚姻の届出をしてから5年以内のいずれも45歳未満の夫婦
 - ②事実上婚姻関係と同様の事情になってから5年以内のいずれも45歳未満の方
 - ③45歳未満の方同士での婚姻の予約をしている方
 - 町営住宅等から転居する方
- (2) 現在の同居者及び同居予定者を含め、入居の申込日現在における住所地において市区町村税（国民健康保険税を含む）の滞納がないこと。
- (3) 現在の同居者及び同居予定者を含め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 単身世帯でないこと。

◇選考方法◇

先着順。入居者資格審査を行い、入居者を決定します。

◇入居可能時期◇

手続きが終了次第入居可

◇応募方法◇

定住促進空き家活用住宅入居申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- 入居申込者及び同居予定者の住民票の写し
- 入居申込者、現在同居している方及び同居予定者の市区町村税（国民健康保険税を含む）の納税証明書又は滞納がないことを証明する書類
- 内縁関係にある方または婚約中の方は、その事実を証する書類

◇物件の見学◇

随時受付。見学を希望される際は直接お問い合わせください。

◇申込み・問い合わせ先◇

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1

住田町役場 企画財政課 政策推進係（TEL 0192-46-2114）

◇物件位置図◇



◇募集物件◇

定住促進空き家活用住宅 第2号

【所在地】住田町世田米字川向 68 番地 5

【構造】木造 2 階建

【延床面積】203.98 m²

【家賃】月額 50,000 円

【敷金】150,000 円

【設備等】簡易水道・下水道接続済み／石油給湯器
システムキッチン／プロパンガスコンロ
ユニットバス／バス・トイレ別
駐車スペースあり（1～2台分）

【改修箇所】ダイニングフローリング断熱改修、ユニットバス設置、
給湯設備改修、畳表・クロスの張替え 等

【その他】・入居のための契約締結には連帯保証人が必要です
・町外に住民票がある方は入居決定後に異動が必要です
・ペットの飼育はできません
・軽微な修繕等の費用は入居者の負担となります
・契約後は入居開始日までに借家人賠償責任特約付の損害保険に加入が
必要です

<間取り>

